

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成29年4月7日 23時20分ごろ
発生場所	愛知県南知多町豊浜漁港南東方沖 豊浜港南防波堤灯台から真方位260° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 41.9′ 東経136° 54.7′)
事故の概要	漁船 ^{たいよう丸} は、東進中、わかめ養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年4月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 泰洋丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	AC2-3724（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 枠綱（ロープ）の切断
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南東、風速 約2～3m/s、視界 不良 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、豊浜漁港南東方沖を約5～6ノットの対地速力で自動操舵により東進中、船長が、後部甲板で漁獲物の選別をしていたところ、わかめ養殖施設に乗り入れて枠綱を切断した。 船長は、角石灯台の灯光を羽島灯台の灯光と見間違えて遠隔操縦装置の針路を設定したことを本事故後に知った。
分析	本船は、船長が、後部甲板で漁獲物の選別をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、わかめ養殖施設に向けて航行していることに気付かず、同施設に進入して枠綱を切断したものと考えられる。 船長は、角石灯台の灯光を羽島灯台の灯光と見間違えたことから、前路にわかめ養殖施設はないものと思い、後部甲板で漁獲物の選別をしていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、後部甲板で漁獲物の選別をしていて見張りを適切に行っていなかったため、わかめ養殖施設に向けて航行していることに気付かず、本船が同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 常時適切な見張りを行うこと。
--	------------------